

附 帯 決 議

大阪市教育行政基本条例の運用に当たっては、本条例の趣旨が、市会、市長及び教育委員会の緊密な連携を通じて、市民の意向を施策により一層反映し、次代を担う子どもの健やかな成長に資する教育を推進することにかんがみ、市長及び教育委員会は次に掲げる点に留意すること

- 1 条例の運用に当たっては、市長と教育委員会が適切な役割分担の下、相互に連携するとともに、法令に照らして適正に事務を執行すること
- 2 施策の推進に当たっては、その成果や課題を検証し、学校、家庭及び地域住民その他の関係者の意見をくみ取って、本市の実情や社会の変化に応じた柔軟な対応を図ること